

居宅介護支援事業所 鞆の浦・さくらホーム

重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供にあたり、当該事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者

事業者の名称	有限会社 親和
所在地	広島県福山市鞆町鞆552番地
代表者名	代表取締役 羽田 富美江
電話番号	084-982-4110

2 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所 鞆の浦・さくらホーム		
所在地	広島県福山市鞆町鞆136番地23		
管理者	石川 裕子		
電話番号	084-982-9215	FAX 番号	084-982-4109

3 事業所の目的と運営方針

事業の目的	有限会社親和会が開設する居宅介護支援事業所鞆の浦・さくらホームが行う事業は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
事業の方針	1 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行い、その選定理由の説明を利用者またはその家族へ行います。また、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、近隣住民との綿密な連携を図るよう努めるものとします。 3 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

4 営業日及び地域

営業日・	営業日は、月曜日から土曜日（ただし8月13日から16日まで、及び12月30日
------	--

営業時間	から1月3日までを除きます。） 営業時間は、午前8時30分～午後5時30分（電話等により、24時間連絡可能な体制を取ります。）
実施地域	福山市鞆町

5 職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	事業所の職員及び業務の管理	1名（常勤）
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	1名（常勤管理者兼務） 1名（常勤専従） 1名（非常勤専従）

6 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額 （介護保険適用の場合）
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下記のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されます。）
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
〃 45人以上60人未満の場合において、45人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040円
〃 60人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の70/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

	加算	算定回数等
要	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認

		定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算	入院に当って、病院等に訪問し、病院等職員に必要な情報提供をした場合（一月に一回を限度）
	退院・退所加算	退院等する際に、病院等職員と面談を行い、必要な情報提供を受けた上で、ケアプラン計画を作成・調整を行った場合（入院期間中につき三回を限度）
	通院時情報連携加算	病院等を受診する際に、ケアマネジャーが同席し必要な情報を提供し、必要な情報を受けたうえでケアプランに記録する場合
	特定事業所加算	支援困難ケースの対応、定期的な会議や研修、連絡体制の構築など公正中立で質の高いケアマネジメント支援を行う体制を整えた場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い、サービス利用に関する調整を行う場合（一月に二回を限度）
	運営基準減算	基本的業務を適切に実施していない場合
	特定事業所集中減算	同一サービスの事業者が80%以上となる場合
	ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得て、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常以上の頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、把握した利用者の心身状況等を記録し、主治医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合（一月につき）

その他の費用について

交通費	通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から1km当たり20円とします。 （料金が発生する場合、月毎の清算とし、毎月5日頃までに先月の請求をいたしますので10日までにお支払ください。）
-----	---

7 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

8 苦情申立先

【事業者の窓口】	居宅介護支援事業所 鞆の浦・さくらホーム 管理者 石川裕子 利用方法 苦情箱（事務所前に設置） 電話 084—982—9215
----------	---

【市（保険者）の窓口】	福山市介護保険課 電話 ０８４－９２８－１１６６
【公的団体の窓口】	広島県国民健康保険団体連合会 電話 ０８２－５５４－０７８３

９ 秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

１０ 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償

１１ 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（平成１１年厚生省令第３８号）」第４条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所名	居宅介護支援事業所 鞆の浦・さくらホーム
説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者住所	
利用者氏名	

代理人住所	
代理人氏名	

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ①事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ②指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

- ②介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

- ③介護支援専門員は、居宅サービスの原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- ②上記の把握にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

- ③介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

①事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

②事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 サービス利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。